

貸付自粛申告のお手続きについて（登録）

一般社団法人全国銀行協会
全国銀行個人信用情報センター

1. 貸付自粛制度とは

ご本人が、自らに浪費の習癖があることやギャンブル等依存症によりご本人やその家族の生活に支障を生じさせるおそれがあること、その他の理由により、ご本人自らを自粛対象者とする旨または法定代理人等または親族のうち一定の範囲の者が、金銭貸付による債務者を自粛対象者とする旨を当センターに対して申告することにより、当センターに貸付自粛情報を登録し、一定期間、当センターの会員に対してその情報を提供する制度です。

2. 情報連携および提供について

当センターは受付した申告にもとづく貸付自粛情報を日本貸金業協会に提供し、また、日本貸金業協会が受付した貸付自粛情報の提供を受けることにより、それぞれで受付した申告が当センターに登録されるとともに、日本貸金業協会が指定する個人信用情報機関（㈱日本信用情報機構、㈱シー・アイ・シー）においても登録され、それぞれの会員が利用できるよう情報連携します。

ただし、貸付自粛情報がセンターおよび日本貸金業協会が指定する各情報機関に登録された場合であっても、当該情報は、センターおよび各情報機関の**会員による与信判断を拘束するものではありません**のでご承知おきください。

その他、事前にご同意いただく承諾事項がありますので「貸付自粛に係る承諾事項」をお読みになり、十分ご留意ください。

日本貸金業協会 0570-051-051（ナビダイヤル）
9:00～17:00（土・日・祝日 12/29～1/4 を除く）

【日本貸金業協会が指定する個人信用情報機関】
㈱日本信用情報機構 <https://www.jicc.co.jp/>
㈱シー・アイ・シー <https://www.cic.co.jp/>

3. 貸付自粛情報の登録内容

貸付自粛情報として登録される内容は以下のものです。

- ・氏名 ・性別 ・生年月日 ・住所
- ・自宅電話番号（または携帯電話番号）
- ・勤務先 ・勤務先電話番号

4. 貸付自粛情報の登録期間

貸付自粛申告日（以下、「申告日」という。）から5年を超えない期間

5. 撤回の制限

貸付自粛の申告をした場合には、原則として**申告日から3か月が経過するまで貸付自粛情報を撤回できません。**

また、**貸付自粛の申告が法定代理人等によるものである場合には、原則として自粛対象者はその貸付自粛情報を取消すことができません。**

6. 申告者の範囲



申告できるのはご本人のみです。
ご家族が手続きすることは原則できません。
(ただし、以下の法定代理人等の場合を除きます)

- (1) ご本人
- (2) ご本人以外の方
 - i) 法定代理人（親権者、後見人、保佐人、補助人（但し、補助人にあたっては借財について同意する権限を有する者に限る））
 - ii) 自粛対象者の配偶者又は二親等内の親族。
ただし、以下の全ての要件が満たされる必要があります。
 - ①自粛対象者の配偶者又は二親等内の親族であることを客観的な資料で確認できること
 - ②自粛対象者が所在不明であることが客観的な事実により証明できること（家庭裁判所が発行する失踪宣言の審判書等）
 - ③自粛対象者の所在不明の原因が、金銭の貸付による金銭債務の負担を原因としている可能性があること
 - ④貸付自粛の対応をとることが自粛対象者の生命、身体又は財産の保護のために必要であると認められる場合であること
 - ⑤自粛対象者本人の同意を得ることが困難であること
 - iii) 自粛対象者と同居する三親等内の親族。ただし、以下の全ての要件が満たされる必要があります。
 - ・前項②～⑤までの要件が満たされていること
 - ・配偶者又は二親等内の親族が申告することが著しく困難と認められること
 - ・申告者が自粛対象者と同居する三親等内の親族であることを客観的な資料で確認できること

貸付自粛申告の手続きは

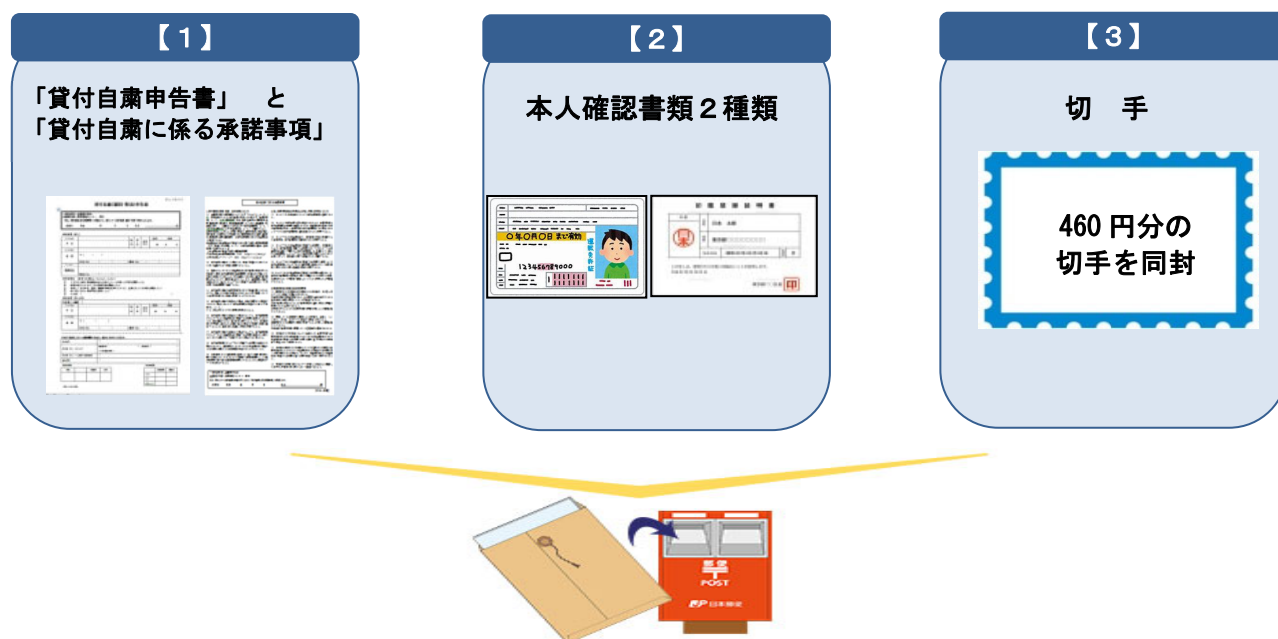
貸付自粛申告の登録は、センターへの郵送による申し込みのみ受け付けております。

センター事務所窓口およびセンターの会員での受け付けは行っておりません。

以下の書類（**【1】と【2】**）および切手（**460 円分**）を下記の送付先までご郵送ください。

切り抜いて郵送の宛名としてご使用ください。

〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1
一般社団法人全国銀行協会 全国銀行個人信用情報センター
貸付自粛申告 担当 行



【1】 貸付自粛申告書（登録・訂正）と貸付自粛に係る承諾事項

- ① 「ご記入例」をご参照のうえ、記入漏れがないようにご記入ください。訂正等の際、訂正印は不要です。
- ② 受け付けについては、当センターに書類一式が到着した後、電話（発信専用番号 03-6267-7444）で申告者の本人確認等をさせていただき、確認ができない場合は受理できません。「貸付自粛（登録・訂正）申告書」には、平日の日中にご連絡できる電話番号を必ずご記入下さい。
- ③ 「貸付自粛に係る承諾事項」をお読みになり十分ご留意ください。
- ④ 「貸付自粛（登録・訂正）申告書」と「貸付自粛に係る承諾事項」には氏名欄に自署での記名および押印が必要です。

【2】本人確認書類等について

本人確認書類

下表の本人確認書類のうち、**2種類必要**になります。

原本のコピー	ご注意点
A. 運転免許証	住所の変更がある場合はうら面もコピー
B. 運転経歴証明書	平成 24 年 4 月 1 日以降交付のものに限ります
C. 個人番号カード（マイナンバーカード）	おもて面のみをコピー <u>「通知カード」は本人確認書類にあたりません。</u>
D. パスポート	現住所記載の面もコピー
E. 各種健康保険証（コピー）	現住所記載の面もコピー
F. 在留カードまたは特別永住者証明書	住所の変更がある場合はうら面もコピー
G. 住民基本台帳カード	氏名、住所、生年月日の記載があるもの
H. 各種障がい者手帳	現住所記載の面もコピー
I. 公的年金手帳（証書）（コピー）	現住所記載の面もコピー
発行日から 6 か月以内の原本	ご注意点
J. 印鑑登録証明書	—
K. 戸籍の謄本	—
L. 住民票の写し	—
M. その他官公庁から発行または発給された書類で、氏名、住居、生年月日の記載があるもの。	—

（注）本籍地、個人番号、基礎年金番号、各種健康保険証の記号および番号が記載されている場合は、塗りつぶしてお送りください。

○ ご本人以外の方が申告される場合に必要な書類

(1) 自肅対象者の法定代理人等が申告する場合

① 未成年者である自肅対象者の親権者が申告する場合

申告者である親権者の方の本人確認書類(上表をご参照ください)に加え、戸籍全部事項証明書または自肅対象者と親権者が記載された戸籍個人事項証明書が必要です。(原本)

② 自肅対象者の法定代理人が申告する場合

申告者である法定代理人の方の本人確認書類(上表をご参照ください)に加え、法定代理人であることを証する、家庭裁判所の発行する審判書の謄本または後見登記ファイルの登記事項証明書(いずれも発行日から6カ月以内)が必要です。(原本)

(2) 自肅対象者の配偶者または二親等内の方が申告する場合

申し込みには要件があります。上記「6.申込者の範囲」をご確認下さい。

申告者である配偶者または二親等内の方の本人確認書類(上表をご参照ください)に加え以下の追加書類が必要です。

- 申告者と自肅対象者との続柄を証する6か月以内に発行された戸籍全部事項証明書(原本)
- 家庭裁判所が発行する失踪宣告の審判書等、自肅対象者が所在不明であることが客観的に証明できる資料(原本)

(3) 自肅対象者と同居する三親等内の方が申告する場合

申し込みには要件があります。上記「6.申込者の範囲」をご確認下さい。

申告者である同居する三親等内の親族の方の本人確認書類(上表をご参照ください)に加え以下の追加資料が必要です。

- 申告者と自肅対象者との続柄を証する6か月以内に発行された戸籍全部事項証明書と住民票記載事項証明書(原本)
- 家庭裁判所が発行する失踪宣告の審判書等、自肅対象者が所在不明であることが客観的に証明できる資料(原本)

「貸付自粛情報の登録のお知らせ」のご送付

貸付自粛申告の登録が完了しましたら、上記【2】で確認ができた申告者の「現住所」宛に、同封された切手を使用し、「貸付自粛情報の登録のお知らせ」を簡易書留で送付いたします。

- ・郵便局での「保管期限切れ」等により、センターに返戻された場合は、返戻日の1か月後に廃棄します。
- ・返戻された場合、保管期間内に限り再送いたしますので、下記「お問い合わせ先」にご連絡ください。
- ・再送を依頼される場合は、**460 円分の切手が再度必要**となります。

ご注意ください

(1) 当センターに書類一式が到着した後、電話（発信専用電話 03-6267-7444）で申告者の本人確認等をさせていただき、確認ができない場合は不受理となります。

※平日の日中にご連絡できる電話番号を申告書に記入ください。

(2) 申告書に記載不備や本人確認書類が不足の場合、また返信用切手が不足の場合は不受理となります。

(3) 受理しました申告書および本人確認書類等は返却いたしません。

お問い合わせ先

一般社団法人全国銀行協会 全国銀行個人信用情報センター
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

※ センター事務所に受付窓口はございません。

フリーダイヤル 0120-540-558
携帯電話等から 03-3214-5020

※ 電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

お問い合わせ受付時間 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時
(土・日・祝休日、年末年始を除く)

貸付自粛情報等に関する問い合わせは、日本貸金業協会にて受け付けます。

日本貸金業協会(電話での受付)

午前 9 時～午後 5 時 (土・日・祝休日 年末年始を除く)

ナビダイヤル 0570-051-051

貸付自粛(登録・訂正)申告書【全国銀行協会】

一般社団法人全国銀行協会 全国銀行個人信用情報センター 御中
私は、「貸付自粛に係る承諾事項」を承諾のうえ、貴センターに貸付自粛(登録・訂正)を申告いたします。

依頼日 令和(西暦) 年 月 日 氏名 _____ 印



【ご注意ください】この申告書は全国銀行協会・全国銀行個人信用情報センター宛の様式です。
申告書のご提出にあたっては、宛先を改めてご確認くださいませようお願い申し上げます。

【申告者(本人)】

フリガナ		性	男	生年	昭和・平成・令和・西暦
氏名		別	女	月日	年 月 日
フリガナ					
住所	〒 ()				
	自宅 TEL	—	—	携帯 TEL	—
フリガナ					
勤務先名					
	勤務先 TEL	—	—		

今回の申告内容と借入を止めたい理由をご回答ください。

申告内容 (該当する項目に✓を入れてください)	【左記申告内容が①または②の場合にご回答ください(回答は任意です)】 借入を止めたい理由に✓を入れてください(複数回答可)
☐ ①今回、初めて申告する	☐ ① ギャンブル等がやめられない ギャンブル等とは「競馬、競輪、競艇、オートレース、パチンコ」を指す
☐ ②3か月以上前に日本貸金業協会または当センターに申告したことがあるが、再度申告する	☐ ②遊興費を使いすぎる(上記①のギャンブル等を除く)
☐ ③以前申告した氏名、住所、電話番号等を変更する	☐ ③過剰に買い物をしてしまう
☐ ④以前申告した内容に誤りがあり訂正する	☐ ④その他 ()
☐ ⑤その他 ()	

【申告者(本人以外)】(親権者、法定代理人、行方不明の自粛対象者の第2親等、第3親等が申告する場合には記載)

自粛対象者との続柄等 ()					
フリガナ		性	男	生年	昭和・平成・令和・西暦
氏名		別	女	月日	年 月 日
フリガナ					
住所	〒 ()				
	自宅 TEL	—	—	携帯 TEL	—

※以下は当センター使用欄のため、記入しないでください。

確認	/ : / : / : / :
受理 ・ 不受理	

承認	検証者	受付		確認日	処理結果
			J I C C		
			C I C		
資料番号			個信センタ		

貸付自粛に係る承諾事項

1. 貸付自粛の登録・撤回・取消依頼について

(1) 全国銀行個人信用情報センター(以下「センター」という。)が、本申告等にもとづく貸付自粛の対象となる者(以下「自粛対象者」という。)の本人識別情報(氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、勤務先名、勤務先電話番号)および本人確認書類(「本籍地」を除く。)に記載された内容(以下「貸付自粛情報」という。)を日本貸金業協会(以下「貸金業協会」という。)に提供すること。

自粛対象者本人以外による申告の場合は、自粛対象者と法定代理人等申告者との続柄および申告者の本人識別情報(氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所、電話番号)を貸付自粛情報に加えて貸金業協会に提供すること。

貸金業協会は貸金業協会が指定する次に掲げる個人信用情報機関(以下「指定する各機関」という。)に貸付自粛情報を通知し、当該機関が登録すること。

【貸金業協会が指定する個人信用情報機関】

○株式会社日本信用情報機構(JICC)(<https://www.jicc.co.jp/>)

○株式会社シー・アイ・シー(CIC)(<https://www.cic.co.jp/>)

(2) 貸付自粛の申告をした場合には、申告が受理された日から3か月が経過するまで申告を撤回できないこと。

(3) 過去のセンターまたは貸金業協会に貸付自粛の申告を行った申告者が、再度、貸付自粛情報の登録期間中に申告を行う場合には、申告が受理された日から3か月を経過した日以降に当該申告の撤回を行ったうえで、再度申告を行うこと。また、当該撤回と申告の処理を行なうに当たりセンターおよび指定する各機関において、数日間の未登録期間が発生すること。

(4) 貸付自粛の申告が自粛対象者本人または法定代理人によるものでない場合には、申告が受理された日から3か月が経過しなくても自粛対象者はその申告を取消することができること。

(5) 貸付自粛の申告が受理された場合、申告が撤回または取消がなされない場合であっても、貸付自粛情報を受理された日(以下「申告日」という。)から5年以内をもってその情報は抹消されること。

(6) 貸付自粛の申告が受理された場合であっても、貸付自粛情報がセンターおよび貸金業協会が指定する各機関に登録されるまでには、事務処理のために一定の日数を要すること。また、天災地変等の不可抗力と認められる事由が生じた場合は、申告者に事前に連絡することなく登録に係る処理を一時的に中断すること。

(7) 貸付自粛の申告が受理された場合であっても、貸付自粛情報がセンターおよび貸金業協会が指定する各機関に登録される前にそれぞれの会員において貸出がなされる場合があり得ること。

(8) 貸付自粛情報がセンターおよび指定する各機関に登録された場合であっても、当該情報は、センターおよび貸金業協会が指定する各機関の会員による与信判断を拘束するものではないこと。

(9) 本申告等、または当該情報の登録により生ずる権利・義務等に関する訴訟については、センターを管轄する簡易裁判所もしくは地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすること。また、準拠法はすべて日本法とすること。

2. 個人信用情報機関の利用および個人情報の利用について

(1) センターは、本申告等にもとづく貸付自粛情報を登録すること。

(2) センターは貸付自粛に係る手続きにあたって、自粛対象者の貸付自粛情報の有無等を確認するために、貸金業協会が保有する貸付自粛情報を照会し、自粛対象者の貸付自粛情報がある場合にはセンターがその貸付自粛情報を当該手続きのために利用すること。

(3) センターおよび貸金業協会が、本申告等の内容を申告者からの苦情対応、貸付自粛制度の統計等のために利用すること。

(4) センターおよび貸金業協会が指定する各機関が、本申告等にもとづく貸付自粛情報(指定する各機関においてはセンターから貸金業協会を通じて提供された貸付自粛情報)を、申告日より5年以内の登録期間とし、センターおよび当該機関に加盟するそれぞれの会員に対して、返済能力に関する調査のために提供すること。

(5) センターおよび貸金業協会が指定する各機関が、前記(4)の貸付自粛情報を、センターおよび当該機関に登録されている個人情報に関わる本人の同一性確認の目的に利用すること。

(6) センターおよび貸金業協会が指定する各機関の会員において、当該貸付自粛情報を返済能力に関する調査のために利用した結果、与信取引において申告者が意図しないかたちで利用される可能性があること。

3. 親族等申告の場合の追加承諾事項

(1) 配偶者または二親等以内の親族による本申告は、次の①～③のすべてに該当する場合に行えること。

① 自粛対象者が所在不明者であり、その原因が金銭の貸付けによる金銭債務の負担を原因としている可能性があること。

② 貸付自粛の対応をとることが自粛対象者の生命、身体又は財産の保護のために必要であること。

③ 申告を行うことにつき自粛対象者の同意を得ることが困難と認められること。

(2) 同居している三親等内の親族による本申告は、上記3.(1)に加え、次の①、②のすべてに該当する場合に行えること。

① 配偶者または二親等内の親族が申告することが著しく困難と認められること。

② 申告者が自粛対象者の同居している三親等内の親族であること。

(3) 本申告または本申告にもとづく登録により、自粛対象者と自粛対象者本人以外の申告者等、センターおよび貸金業協会ならびに貸金業協会が指定する各機関との間に紛議が生じた場合は、本申告者の責任において解決すること。

(4) 本申告の事実および本申告にもとづく登録された情報は、自粛対象者本人からセンター、貸金業協会および指定する各機関に対して開示請求があった場合に、センター、貸金業協会および貸金業協会が指定する各機関の定める開示手続きに従って開示されること。

(5) 申告者が本申告の際にセンターに申告した内容および提出した資料は、申告者の知る限りにおいて正確であること。

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行個人信用情報センター 御中

私は、貴センターに貸付自粛の申告を行うにあたり「貸付自粛に係る承諾事項」を承諾します。

依頼日 令和(西暦)

年

月

日

氏名

印

貸付自粛(登録・訂正)申告書【全国銀行協会】

一般社団法人全国銀行協会 全国銀行個人信用情報センター 御中
 私は、「貸付自粛に係る承諾事項」を承諾のうえ、貴センターに貸付自粛(登録・訂正)を申告いたします。

依頼日 令和(西暦) 2024 年 4 月 1 日 氏名 全銀 一 印



【ご注意ください】この申告書は全国銀行協会・全国銀行個人信用情報センター宛の様式です。
 申告書のご提出にあたっては、宛先を改めてご確認くださいませようをお願い申し上げます。

【申告者(本人)】

氏名、住所はフリガナを必ず記入してください。

※氏名、フリガナ、生年月日、住所に不備があると受理することができません。

フリガナ	ゼンギン タロウ	性	男	生年月日	昭和・平成・令和・西暦
氏名	全銀 太郎	別	女	60 年 4 月 3 日	
フリガナ	トウキョウト チョダク マルノウチ 2-5-1 マルノウチ2チョウメビル				
住所	〒(100 - 0005) 東京都千代田区丸の内2-5-1	住所は郵便番号から部屋番号まで正確に記入してください。 ※本人確認書類と同じ住所を正確に記入してください。			
	自宅 TEL 03 - 1234 - 5678	携帯 TEL 080-9876-5432			
フリガナ	カブ ゼンギンショウジ				
勤務先名	(株) 全銀商事	日中にご連絡できる電話番号を必ず記入してください。			
	勤務先 TEL 03 -	勤務先がない場合は記入の必要はありません。			

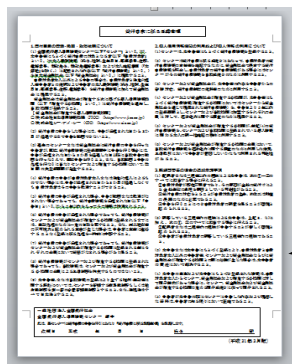
今回の申告内容と借入を止めたい理由をお答えください。

申告内容 (該当する項目に✓を入れてください)	【左記申告内容が①または②の場合にご回答ください(回答は任意です)】 借入を止めたい理由に✓を入れてください(複数回答可)
☒ ①今回、初めて申告する	☐ ①ギャンブル等がやめられない
☐ ②3か月以上返済滞りがある	☐ ②返済能力が低下している
☐ ③以前に返済滞りがあった	☒ ③返済能力が低下している
☐ ④以前に返済滞りがあった	☐ ④その他()
☐ ⑤その他()	☐ ⑤その他()

【申告者(本人以外)】(親権者、法定代理人、行方不明の自粛対象者の第2親等、第3親等が申告する場合には記載)

自粛対象者との続柄等	後見人				
フリガナ	ゼンギン 一	性	男	生年月日	昭和・平成・令和・西暦
氏名	全銀 一			40 年 5 月 1 日	
フリガナ	トウキョウト チョダク マルノウチ 1-3-1				
住所	〒(100 - 8216) 東京都千代田区丸の内1-3-1	日中にご連絡できる電話番号を必ず記入してください。			
	自宅 TEL 03 - 4567 - 1235	携帯 TEL 090 - 1111 - 2222			

「貸付自粛に係る承諾事項」を同封してください。



「貸付自粛に係る承諾事項」にも、依頼日、自署による申告者の氏名を記載のうえ押印ください。

記載、押印頂いた「貸付自粛に係る承諾事項」を貸付自粛申告書と必ず同封してご郵送ください。

※「貸付自粛に係る承諾事項」のご提出が無い場合は申告を受理できません。